オ　野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

ク　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

二～十一　（略）

十二　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　（略）

ロ　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハ～リ　（略）

十三　（略）

（海域特別地区内における許可等を要しない行為）

第二十五条　法第二十七条第九項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～四の二　（略）

四の三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

五～二十五　（略）

二十六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ～ニ　（略）

二十七　（略）

オ　野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ク　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

二～十一　（略）

十二　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　（略）

ロ　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハ～リ　（略）

十三　（略）

（海域特別地区内における許可等を要しない行為）

第二十五条　法第二十七条第九項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～四の二　（略）

四の三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

五～二十五　（略）

二十六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ～ニ　（略）

二十七　（略）

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十九条　法第二十八条第六項第五号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ～ホ　（略）

七　（略）

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十九条　法第二十八条第六項第五号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ　水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ～ホ　（略）

七　（略）

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。